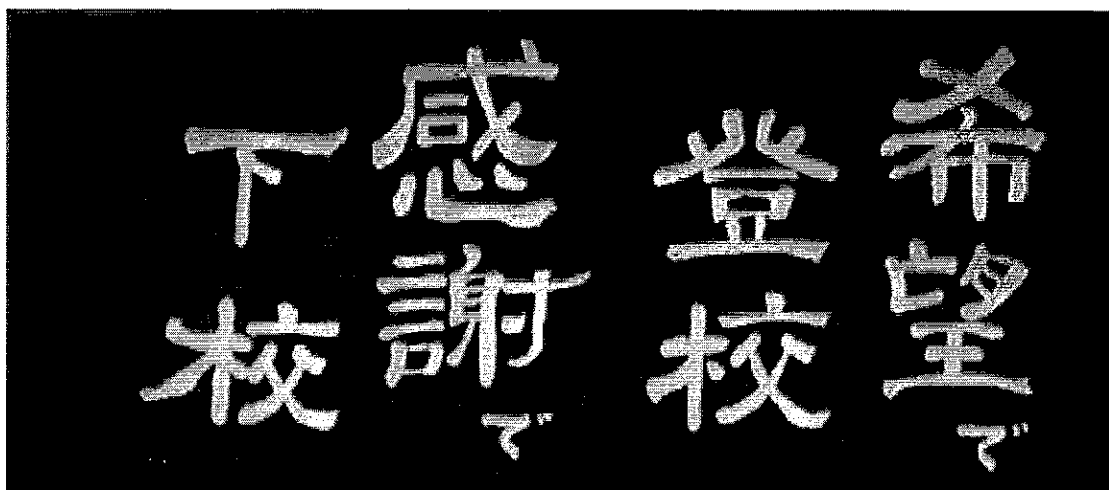


令和6年度

山形市立第五中学校 同窓会総会

令和6年8月



＜資料＞

1. 会長挨拶 (高橋 一夫 同窓会会長)

2. 協議事項・報告

- (1) 令和5年度事業報告・収支決算
- (2) 令和6年度役員
- (3) 令和6年度事業計画・収支予算案
- (4) 山形市立第五中学校同窓会会則
- (5) その他

山形市立第五中学校

1 会長挨拶

日頃より山形市立第五中学校同窓会の活動への格別のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたび、山形市立第五中学校同窓会の会長に選任されました 高橋 一夫 でございます。

これまで、山形五中の諸先輩をはじめ同窓会会員の皆様方が、熱心に積み上げてこられた活動の足跡に敬意を表しながら、今後も、皆様のご期待にそえますよう出来る限り努めてまいりたいと思っています。

さて、ご承知のことと存じますが、昨年10月に山形五中同窓会の会則などが大幅に刷新され、今年度から新たなスタートを切ったところであります。

リニューアルされた会則に基づく、初めての幹事会を7月29日に開催するとともに、引き続き評議委員会において、厳正なる審議並びに貴重な意見を頂戴しながら、事業や関連する予算についてご可決をいただきました。また、この総会資料をホームページで皆様にお示することで総会開催に代えさせていただくことも併せてご了承いただいたところであります。

これら同窓会の運営につきましては、より透明性高く、開かれた山形五中同窓会として、広くご意見をいただきながら、皆さんの力を結集して、今後の取り組みに活かしていくためのものでありますので、特段のご理解をいただければと存じます。

結びになりますが、山形五中同窓会会員の親睦を一層深めることはもとより、愛する母校、山形五中の発展のためにお役に立ちたいとの思いは、私ばかりではなく、会員の皆様、お一人お一人が充分にお持ちのことと思います。

その思いを一つでも成し遂げられますように、皆様方のお力添えを心からお願い申し上げ、山形市立第五中学校同窓会長のごあいさつといたします。

同窓会長 高橋 一夫

令和5年度 同窓会事業報告

月	日	曜	活動内容等	備 考
4月	27	木	幹事会	会則検討
6月	29	木	第1回評議委員会	会則検討 役員選出の段取り検討
7月	26	水	東北・全国大会出場奨励	同窓会として奨励金贈呈
10月	4	水	第2回評議委員会	会則決定 役員推薦委員会発足について
	16	月	役員推薦委員会	役員選出
	30	月	第3回評議委員会	役員承認 今後の事業について
11月	1	水	創立記念式	式開催
2月	22	木	幹事会	次年度同窓会の事業について 学校運営委員会の同窓会代表者選出
3月	11	月	同窓会入会式	式開催
	26	火	会計監査	(PTA会計監査委員から監査)

令和5年度 山形市立第五中学校同窓会収支決算書

◆収入の部

項 目	予算額	決算額	備 考
1 会 費	174,000	174,000	
2 繰越金	442,606	442,606	周年記念事業への対応を含む
3 雑収入	5	3	
合 計	616,611	616,609	

◆支出の部

項 目	予算額	決算額	備 考
1 諸大会激励金	75,000	75,000	
2 会議等事務費	16,000	16,022	
3 慶弔費	22,000	22,000	
4 雑 費	2,000	2,022	
合 計	115,000	113,023	

※1 繰越金は、503,586 円となる。(収入の部 616,909 円－支出の部 113,023 円)

※2 これまでの同窓会運営において、収支予算・決算書などの資料は、作成されていなかったことから、令和5年度の決算額を踏まえて、便宜的に予算額を作成している。

※3 本資料は、令和5年度の同窓会会計差引簿と通帳を突合・確認するなどして作成したものである。

令和 6 年度同窓会役員名簿

役員	役員名	学校との関わり
会長	高橋 一夫	歴代PTA会長
副会長	山口 博	歴代PTA会長
	佐藤 幸蔵	歴代PTA会長
幹事長	安達 均	学年同窓会代表
会計幹事	長岡 尚志	歴代PTA会長
監査	太田 貞雄	学年同窓会代表
	山川 美喜子	学年同窓会代表
幹事	武田 聡	学年同窓会代表
	羽田 淳子	学年同窓会代表

令和6年度 同窓会事業計画(案)

刷新された会則に基づき本会が新たに始動する年であり、これまでの同窓会活動の継承すべき取り組みを着実に進めるとともに、会員の親睦と同窓会への参画を促進しながら、組織力を高め、同窓会活動の活発化と母校への発展に寄与していく。

月	日	曜	活動内容等	備 考
7月			第1回幹事会	今年度事業計画・収支予算など
			第1回評議委員会	
			同窓会総会(山形市立第五中学校HP上で開催)	
11月	1	金	創立記念式	同窓会としての祝辞・来賓参列
2月			第2回幹事会	次年度の役員・事業等への意見
			第2回評議委員会	
3月	12	水	同窓会入会式	入会式の運営
	25	火	会計監査	

※1 必要に応じて、幹事会や評議委員会を開催する。

※2 その他の事業

- ・東北大会・全国大会出場の母校生徒への激励
- ・山形市立第五中学校の功績者への慶弔
- ・山形市立第五中学校ホームページや学校だより(町内会回覧)等を活用した同窓会各卒業学年の評議委員登録の促進
- ・周年事業の準備・計画

(参考)周年事業について

創立50周年記念事業 2001年(平成13年)実施
 創立60周年記念事業 2011年(平成23年)実施
 創立70周年記念事業 2021年(令和 3年)実施
 創立80周年記念事業 2031年(令和13年)予定

令和6年度 山形市立第五中学校同窓会収支予算書（案）

収 入 額	694,591	円	
支 出 額	123,000	円	
差 引 残 額	571,591	円	（残額は次年度に繰り越す）

◆収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1. 会費	191,000	174,000	17,000	卒業生入会金（191名×1,000円）
2. 繰越金	503,586	442,606	60,980	周年記念事業への対応を含む
3. 雑収入	5	5	0	
合 計	694,591	616,611	77,980	

◆支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1. 諸大会激励金	80,000	75,000	5,000	東北・全国大会出場奨励金
2. 事務費	16,000	16,000	0	通信費・用紙代
3. 慶弔費	25,000	22,000	3,000	
4. 雑費	2,000	2,000	0	
合 計	123,000	115,000	8,000	

山形市立第五中学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は山形市立第五中学校同窓会（略称：山形五中同窓会）と称し、事務局を山形市立第五中学校に置く

(会員と特別会員)

第2条 本会は次の会員で組織する。但し、会員は本会則第10条1項で定める入会金を納入するものとする

- 1 正会員 母校の卒業生及び母校に在学した人で希望する人
- 2 特別会員 母校教職員と旧教職員及び在学歴がなくとも活動に賛同する歴代PTA会長

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を深めると共に、母校の発展に寄与することを目的とする

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- 1 同窓会各会議の開催
- 2 母校の教育に協力するための事業
- 3 母校周年記念事業への協力
- 4 同窓会誌及び会員名簿を発行することができる
- 5 同窓会記念事業を実施することができる
- 6 その他必要な事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 幹事長 1名
- 4 会計幹事 1名
- 5 監事 2名
- 6 幹事 若干名
- 7 評議委員 第9条2項に定める者

(役員を選出)

第6条 各役員の選任は次のとおりとする

- 1 会長、副会長、幹事長、会計幹事及び監事は幹事の中から選出し、評議委員会の承認を得る
- 2 幹事
 - ①評議委員会において委員より選出する
 - ②第2条第2項に定める現教職員を代表し、学校長並びに学校長が選出する同窓会担当者とする
- 3 会長は、第2条に定める会員から本会に功績のあった若干名を顧問に委嘱できる

(役員の任期)

第7条 各役員の任期は次のとおりとする

- 1 会長、副会長、幹事長、会計幹事及び監事は一期2年とし再任は二期までとする
- 2 幹事は、一期2年とし再任は妨げない
- 3 評議委員は一期2年とし再任は妨げない
- 4 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする
- 5 顧問は委嘱を受けた会長の任期と同一とする

(役員の任務)

第8条 各役員の任務は次のとおりとする

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する
- 3 幹事長は事業計画を立案し、幹事会及び評議委員会の審議を経て執行する
- 4 会計幹事は本会の会計任務を担う
- 5 監事は会計及び会務の監査任務を担う
- 6 幹事は本会会務の事業を審議具体化する
- 7 評議委員は、幹事会の付託事項を審議すると共に、本会発展に資する事項を提案する
- 8 顧問は会務について会長の諮問に応ずる

(会 議)

第9条 本会の会議は総会、評議委員会及び幹事会とする

- 1 総会は会長が招集し、年一回開催する。但し必要あるときは臨時総会を開催できる。開催連絡等は、本校ホームページに掲載し、参加希望者は「氏名、住所、電話番号、卒業年次」を明記して申し込み、評議委員会からの付託事項を審議する。議決は参加者の過半数とする
- 2 評議委員会
 - ①委員会の構成 母校卒業生の歴代PTA会長並びに第2条2項に定めるPTA会長、各学年同窓会代表幹事、生徒会長と副会長並びに各学年推薦者に可能な限り担っていただき、その構成委員とすると共に、第5条に定める役員を含めて評議委員会を構成する
 - ②任務 幹事会からの付託事項を審議すると共に、幹事を選出する
- 3 幹事会は会長、副会長、幹事長、会計幹事、監事及び幹事で構成し、必要に応じて会長が招集。次の事項を審議し、議決は過半数による
 - ①事業計画
 - ②予算の審議及び決算の承認
 - ③役員の選出と承認
 - ④その他本会の運営に関すること
 - ⑤会則及びこれに基づく諸規定の制定並びに改廃に関すること

(会 費)

第10条 会費は次の事項とする

- 1 本会入会に当たり、母校卒業時に1人1,000円の入会金を納付する
- 2 本会運営費として会員から会費を集めることができる
- 3 会員及び一般からの寄付を受けることができる

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(収支決算)

第12条 本会の収支決算は、幹事会及び評議委員会の承認を得て、総会に報告する

(会則の改定)

第13条 この会則は幹事会、評議委員会及び総会の議決によって改廃することができる

【附記】

- 1 本会則は昭和27年3月14日より施行する
- 2 昭和62年改正
- 3 平成3年3月改正
- 4 平成29年3月改正
- 5 令和5年10月4日改正